

[事案 30-322] 入院給付金支払請求

・令和元年9月5日 裁定終了

<事案の概要>

給付金を請求したところ、約款に定める「入院」に該当しないとして支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

虚血性大腸炎等により入院したため、平成21年3月に契約した医療保険にもとづき、給付金を請求したところ、約款上の「入院」に該当しないとして支払われなかったが、以下等の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 本入院は医師の指示によるものであった。
- (2) 前医に救急搬送されたときには入院の必要はないとされたが、前医から、後日の経過次第では受診するよう指示があった。
- (3) 保険会社は、点滴治療は入院に当たらないと主張しているが、約款にそのような記載はない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、本入院は約款上の「入院」に該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 医師は、本入院は本人の希望であった旨述べている。
- (2) 前医にて検査の結果、急性腸炎と診断されているが、緊急性は高くなく、入院の必要はないと判断されている。また、本入院中、申立人に下血等は見られず、虚血性大腸炎に対する治療と言えるものは点滴1本のみである。
- (3) 契約時にご契約のしおり・約款や重要事項説明書（注意喚起情報）を渡しており、同書面には「入院」の定義について記載している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院中の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人において医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難であったとは認められないことから、本入院は約款上の「入院」とは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。